

薬王製薬株式会社との「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約締結について

～持続可能な地域社会の実現に向けてお客さまのサステナビリティ経営を支援～

南都銀行（頭取 石田 諭）は、2026年3月31日に薬王製薬株式会社と自行組成の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結しましたのでお知らせいたします。

本ファイナンスにかかるインパクト評価は南都銀行（もしくは南都コンサルティング）が実施しており、本件および本制度のフレームワークが国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP F I）の提唱する「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合していることについて、株式会社日本格付研究所により第三者意見を取得しています。

当行グループは本商品を通じて地域全体でのSDGs達成に向けた取組をリードしていくことで、持続可能な地域の成長・発展に貢献してまいります。

『ポジティブ・インパクト・ファイナンス』

お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与えるポジティブならびにネガティブな影響を特定し、ネガティブな効果を緩和しながらポジティブな効果を増大させるお客さまの取組を支援することを目的とした融資。



【本件の概要】

	契約日	2026年3月31日
契約先	住所	奈良県磯城郡田原本町 245
	企業名	薬王製薬株式会社
	代表者	代表取締役 市川 重則
	設立年月日	1947年3月24日
	資本金	30百万円
	融資金額	600百万円
	資金使途	運転資金

※「ポジティブインパクトファイナンス評価書」および「第三者意見書」は別紙をご参照ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

法人ソリューション部 だんじょう はまぐち 檀上・濱口 TEL 0742-27-1558
経営企画部（広報担当） こうむら あわこ 甲村・粟子 TEL 0742-27-1599

ポジティブインパクトファイナンス評価書

評価対象企業：薬王製薬株式会社

2026年3月31日

南都コンサルティング株式会社

1. 借入金の概要	2
2. 企業概要	2
経営理念	
事業概要	
主要製品	
一般的な製造工程について	
品質への取組	
サステナビリティへの取組	
3. 製薬業界の動向について	9
4. 包括的分析およびインパクトの特定	13
UNEP FI の定めたインパクト評価ツールにより確認したインパクト一覧	
薬王製薬の個別要因を加味したインパクトの特定	
インパクトに係る戦略的意図やコミットメント	
5. KPI の決定	16
ポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容	
6. インパクトの種類、SDGs、貢献分類、影響を及ぼす範囲	24
7. サステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）	26
8. 南都銀行によるモニタリングの頻度と方法	27

- 南都コンサルティング株式会社は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」および「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、薬王製薬株式会社（以下、薬王製薬または同社）の包括的なインパクト分析を行った。
- 株式会社南都銀行は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取組を支援するため、薬王製薬に対し、ポジティブインパクトファイナンスを実施する。

1. 借入金の概要

借入人の名称	薬王製薬株式会社
借入金の金額	600,000,000 円
借入金の資金使途	運転資金
モニタリング期間	3 年 11 か月

2. 企業概要

企業名	薬王製薬株式会社	
本社所在地	奈良県磯城郡田原本町 245 番地	
設立	1947 年 3 月 24 日	
資本金	30,000,000 円	
従業員数	45 名（2026 年 2 月 10 日時点）	
主たる事業内容	医薬品・医薬部外品の製造、販売	
公的認証・制度認証	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続力強化計画（近畿経済産業局） 認定 健康経営優良法人 2025（中小規模法人部門） 認定 	
沿革	1887 年	田原本町薬王寺にて、森田薬王堂として配置販売用医薬品製造を始める
	1926 年	営業拡大のため、現在の田原本町 245 番地に移転

	<p>1947年 薬王製薬株式会社に改名する</p> <p>1965年 台湾・香港・シンガポールへ医薬品の輸出を開始</p> <p>1977年 医薬品 GMP 適合工場を建設</p> <p>1985年 健康食品の製造開始</p> <p>1987年 工場及び試験研究室を増築</p> <p>2005年 研究所及び医薬品包装工場を新築</p>
事業所	<p>本社・工場</p> <p>・ 奈良県磯城郡田原本町 245 番地</p> 

■ 経営理念

- ① 独自性のある商品開発により ONLY ONE 企業を目指します
- ② お客様に喜んでいただける製品をお届けします
- ③ 商品情報と健康のための情報を解りやすく提供することに努めます
- ④ 人々の健康とより良い社会に貢献することを誇りにしています

- ・ 薬王製薬は、独自性のある商品開発を通じて ONLY ONE 企業を目指し、他社との差別化を図った製品・サービスの提供により、顧客および社会への価値創出を志向している。顧客に喜ばれる製品を届けることを重視し、品質に加えて利用者の満足度や信頼性を大切にされた経営を行っている点が特徴である。また、商品情報や健康に関する情報を分かりやすく提供することを使命とし、利用者が正しい理解のもとで安心・安全に製品を選択・使用できる環境づくりを通じて、人々の健康とより良い社会への貢献を目指している。

■ 事業概要

1. 事業領域および提供価値

- ・ 薬王製薬は、一般用医薬品（OTC 医薬品）および健康食品を中心とした健康関連製品の企画・研究・開発・製造・販売を行っている。日常生活における体調管理や健康維持といった身近な課題に対し、利用者が自ら適切な選択を行えるよう、製品と情報の両面から支援する事業を展開している。医療機関に依存する前段階の健康管理を支える存在として、セルフメディケーションの考え方に基づいた製品提供を行っている点が特徴である。

2. 医薬品の研究・開発・販売

- ・ 長年にわたり蓄積してきた製品開発のノウハウおよび研究体制を基盤に、一般用医薬品（OTC 医薬品）の研究・開発・販売を行っている。伝統的な処方や既存の知見を踏まえつつ、現代の生活環境や利用者ニーズを考慮した製品設計に取り組み、日常的な体調不良や健康上の悩みに対応する製品を提供している。これにより、利用者が自らの判断で適切に製品を選択し、日常的な健康管理を行うことを支えている。

3. 健康食品の企画・製造・販売

- ・ 健康意識の高まりや生活習慣の多様化といった社会的背景を踏まえ、サプリメント等の健康関連製品の企画・販売も行っている。日々の食生活や生活習慣を補完する位置づけとして、継続的な利用を前提とした製品開発を行っており、利用者の健康維持や生活の質（QOL）の向上を支援する製品ラインナップを構築している。

4. 製造体制および品質管理（GMP 準拠）

- ・ 製造面においては、GMP（医薬品の製造管理及び品質管理規則）に準拠した体制を構築し、原材料の受入れから製造、出荷に至るまで一貫した品質管理を実施している。安全性・有効性・品質の確保を最優先とした製造プロセスにより、利用者が安心して使用できる製品の安定供給を実現している。

5. 情報提供と利用者支援

- ・ 製品の提供に加え、商品情報および健康に関する情報を分かりやすく提供することも重視している。成分や使用方法等について丁寧な情報発信を行うことで、利用者が正しい理解のもとで製品を選択・使用できる環境づくりに努め、情報の非対称性の低減や健康リスクの抑制につなげている。

■ 主要製品

<p style="text-align: center;">薬王抑肝散エキス錠</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本製品は、漢方処方である抑肝散を有効成分とした一般用医薬品（第2類医薬品）である。歯ぎしりや不眠、神経の高ぶり、イライラ感など、日常生活において生じる精神的緊張やそれに伴う不調への対応を目的として提供されている。 ・ 抑肝散エキスを錠剤形状とすることで、継続的な服用や携帯性に配慮した設計となっている。
<p style="text-align: center;">スリーピン</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本製品は、指定第2類医薬品の睡眠改善薬であり、ソフトカプセル形状の一般用医薬品である。日常生活における寝つきの悪さや眠りの浅さといった一時的な不眠症状の緩和を目的とし、就寝前の服用を想定して提供されている。 ・ 主な有効成分として抗ヒスタミン剤であるジフェンヒドラミン塩酸塩が含まれており、水溶性の成分を液状のままカプセルに封入することで、服用後速やかに有効成分が放出される設計となっている。
<p style="text-align: center;">アスミン鼻炎薬</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本製品は鼻炎用内服薬であり、一般用医薬品として提供されている。 ・ 抗アレルギー作用によりアレルギー反応の原因となる物質の放出を抑制し、抗ヒスタミン作用によりすでに発現している症状を鎮め、抗炎症作用により粘膜の炎症を改善することで症状の軽減に寄与するとされている。

（資料出所：薬王製薬ホームページ等）

■ 一般的な製造工程について

- ・ 薬王製薬の医薬品は、製剤設計・開発から最終的な品質確認・出荷に至るまで、GMP に準拠した一貫した生産体制のもとで製造されている。その製造工程は以下のとおりである。

<フロー図>



1. 製剤設計・開発

- ・ 製品コンセプトに基づき、剤形（錠剤、カプセル等）、有効成分および添加物の配合、製造方法等について検討を行い、製剤設計および開発を実施している。併せて、品質および安定性に関する確認を行い、製造条件や管理方法の検討を進めている。必要に応じて、薬事法に基づく承認・許可申請に向けたデータ整備が行われる。

2. 原材料の調達・受入れ

- ・ 使用する原材料については、あらかじめ定められた規格に基づき調達を行っている。工場への受入れ時には、外観、表示、数量等の確認を行うとともに、所定の基準に従った受入検査を実施し、適合が確認された原材料のみが製造工程に供される。

3. 原料試験・工程前管理

- ・ 製造開始前には、原材料について成分や性状等を確認する原料試験を実施している。また、製造に使用する設備や器具、製造環境についても、GMP に基づく点検・管理を行い、製造に適した状態が維持されていることを確認したうえで工程に移行する。

4. 製造・包装工程

- ・ 製造工程では、製品特性に応じて、錠剤、カプセル、顆粒、丸薬、粉末など多様な剤形の製造が行われている。各工程においては、定められた製造手順に基づき作業が進められ、工程ごとに必要な記録を行いながら、製造条件や作業状況の管理が行われている。
- ・ 製造後、製品試験の前段階として包装工程が実施される。包装工程では、一次包装および二次包装を所定の手順に基づき行い、表示内容、ロット番号、数量等の確認を実施するとともに、誤表示・誤包装防止に配慮した管理体制が整備されている。



(資料出所：薬王製薬より提供)

5. 品質管理・製品試験

- ・ 製造および包装工程を経た製品については、試験室において品質試験を実施し、規格への適合状況を確認している。外観、含量、性状等の試験結果をもとに、製品としての品質が確認されたものについて出荷可否の判定が行われる。

6. 出荷

- ・ 出荷可と判定された製品は、適切な保管・在庫管理のもとで出荷される。出荷にあたっては、出荷判定結果の確認、出荷記録の作成、配送管理等を行い、トレーサビリティを確保した体制が整備されている。

■ 品質への取組

【品質に対する基本的な考え方】

- ・ 薬王製薬では、医薬品および健康食品を提供する企業として、製品品質および安全性の確保を経営上の重要課題の一つと位置付け、品質保証体制の整備と運用に取り組んでいる。品質への取組は、個別の製造工程管理にとどまらず、組織体制、ルール、教育、改善活動を含めた全社的な品質マネジメントとして実施されている。

【品質管理・品質保証体制】

- ・ 製造および品質管理にあたっては、GMP（Good Manufacturing Practice）に基づく管理を基本としており、製造現場、品質管理部門、関連部署がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携する体制を構築している。品質基準や作業手順については社内規程として明確化され、これらが適切に運用されているかについて、定期的な確認や見直しが行われている。

【記録管理およびトレーサビリティの確保】

- ・ 品質保証の観点からは、製造や検査の結果だけでなく、記録の管理や工程の再現性、作業手順の遵守状況といったプロセス面も重視している。製造記録や試験記録は、後日の確認やトレーサビリティ確保の観点から適切に保管・管理されており、不具合や逸脱が生じた場合には、その内容や原因を整理したうえで、必要な是正・予防対応を行う仕組みが整えられている。

【品質改善および工程の安定化への取組】

- ・ また、品質に関する継続的な改善を図るため、製造工程における歩留まりや品質関連データの把握・分析を行い、工程条件や作業方法の見直しにつなげている。これにより、製品品質の安定化に加え、原材料の有効活用や製造ロスの低減といった観点からも改善を進めている。

【人材育成・教育の取組】

- ・ 人材面では、品質確保の基盤は従業員一人ひとりの理解と意識にあるとの考えのもと、品質および安全性に関する社内教育・研修を継続的に実施している。GMPの基本的な考え方や法令遵守、品質事故防止に関する内容を共有することで、現場における判断力や対応力の向上を図っている。

【出荷後の情報収集とフィードバック】

- ・ 製品出荷後においても、市場からの品質・安全性に関する情報を収集し、必要に応じて社内で共有・検討を行う体制を整えている。こうしたフィードバックを通じて、製造や品質管理のあり方を見直し、将来の品質向上につなげる循環を構築している。

【品質取組の位置付け】

- ・ このように、薬王製薬の品質への取組は、製造工程そのものの管理に加え、体制整備、人材育成、記録管理、改善活動を含めた総合的な品質マネジメントとして位置付けられており、安定した製品品質の確保を通じて、利用者の安全・安心に配慮した事業運営を支えている。

■ サステナビリティへの取組

【基本的な考え方】

- ・ 薬王製薬は、医薬品および健康食品を提供する企業として、事業活動の継続性と社会との調和を重視した経営を行っている。サステナビリティは、環境や社会への配慮を特定の施策として切り出すものではなく、雇用、人材、地域社会、ガバナンスといった要素を含め、日常の事業活動全体を通じて実践されるものと位置付けている。

【人材・雇用に関する取組】

- ・ 人材を事業運営の基盤と捉え、年齢や性別にとらわれない雇用を行い、多様な人材がそれぞれの経験や特性を活かして働ける職場環境の維持に努めている。業務内容や適性に応じた配置を行うとともに、OJTを中心とした人材育成を通じて、業務遂行力や対応力の向上を図っている。また、品質管理や安全性、法令遵守に関する知識の共有を行い、従業員一人ひとりが自らの役割を理解したうえで業務に取り組める体制づくりを進めている。

【地域社会および生活者との関係】

- ・ 事業活動を行う地域社会との関係を重視し、地域に根差した企業として安定的な雇用の創出や事業継続を通じて地域経済に貢献している。加えて、「薬王ウォームズ研究所」を通じ、冷えによる不調に悩む生活者に向けた研究や生活提案、情報提供を行っている。入浴習慣や日常生活における体調管理に関する情報を発信することで、生活者が自身の健康と向き合うための選択肢を提供しており、これらの活動は生活者との継続的な関係構築を意識した取組として位置付けられている。

【法令遵守・情報管理（ガバナンス）】

- ・ 医薬品を取り扱う企業として、関係法令の遵守を事業運営の前提としている。社内規程や業務ルールを整備し、適正な業務運営を行うことで、取引先や関係者との信頼関係の維持に努めている。また、業務上取得する個人情報については、個人情報保護方針に基づき適正な管理および安全対策を講じている。情報管理の重要性を認識し、管理方法の見直しや改善を継続的に行うことで、ガバナンスの強化につなげている。

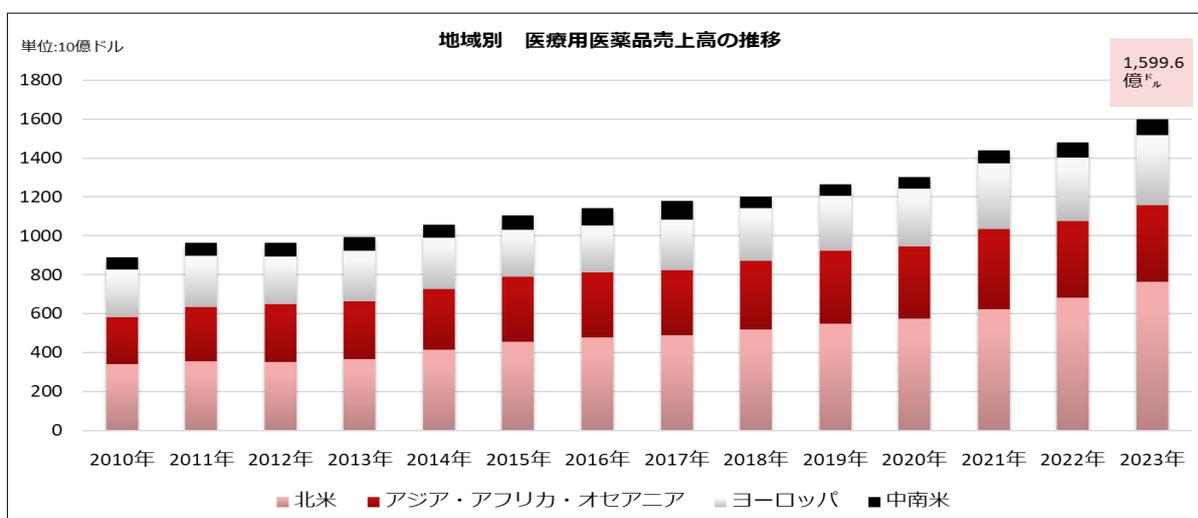
【事業継続を見据えた取組】

- ・ 薬王製薬では、自然災害等による事業活動への影響に対応するため、事業継続力強化計画（BCP）を策定し、認定を取得している。これは、従業員とその家族の安全確保、地域社会への貢献、そして製品供給の継続性を確保することを目的としている。自然災害時における初動対応手順、被害状況の把握・共有方法、緊急時体制の整備、設備・資金・情報管理の強化といった対策項目を整備しており、重要な製品や情報の提供が継続できる体制の構築を進めている。

3. 製薬業界の動向について

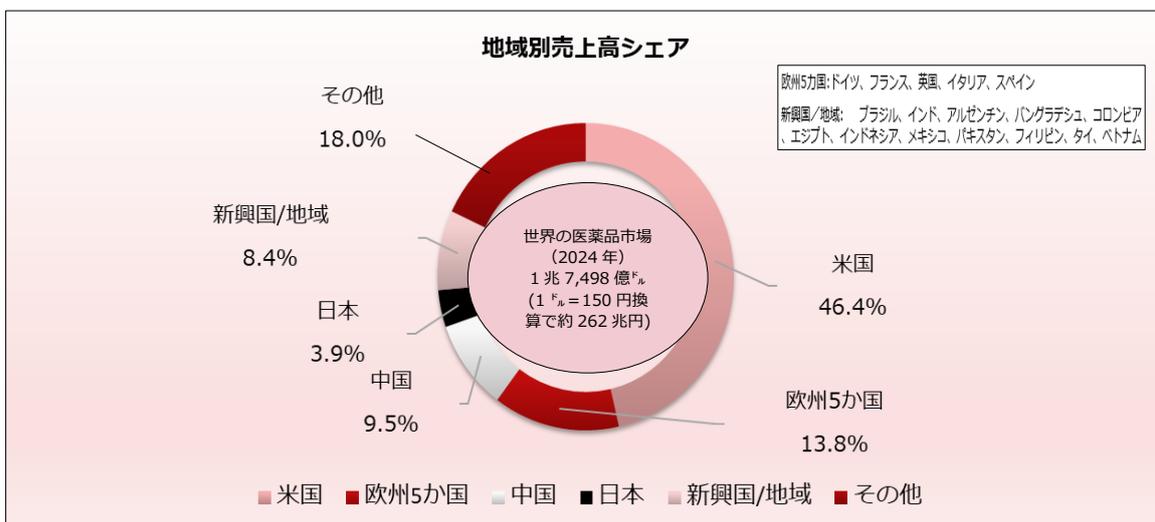
【世界の医薬品市場の推移】

- ・ 2023年の世界の医薬品市場規模は約1兆5,996億ドル（約240兆円、1ドル=150円換算）と推計され、過去10年間で堅調な拡大を続けている。
- ・ 今後も高齢化の進展、慢性疾患患者の増加、新興国における医療アクセスの向上を背景に、世界全体では年率5~8%程度（2025年~2029年）の安定成長が見込まれている。
- ・ こうした医療需要の拡大と疾病構造の変化を背景に、がん・糖尿病・心血管疾患などの慢性疾患治療薬に加え、バイオ医薬品や再生医療といった先端領域の開発が進み、製薬業界では研究開発から製造・販売に至るまでのグローバル分業が一層深化している。



【世界の医薬品市場における地域別売上高シェアについて】

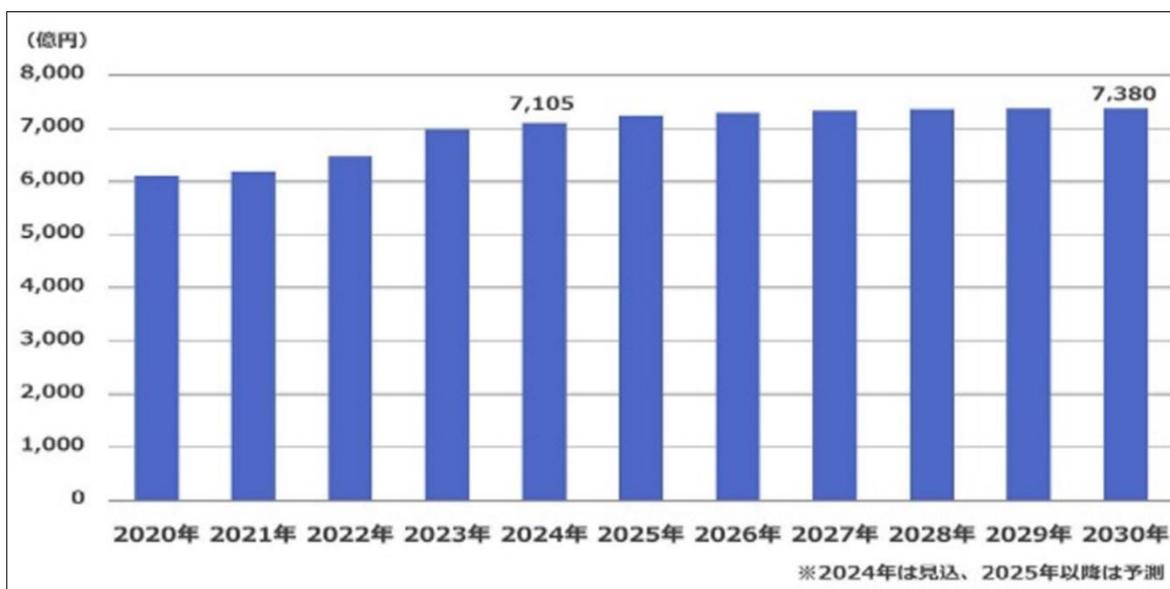
- ・ 2024年の地域別売上高シェアを見ると、米国が46.4%と世界市場の約半分を占める圧倒的な最大市場となっており、規模・収益性の両面で他地域を大きく上回っている。
- ・ 欧州5か国は13.8%で米国に次ぐ主要市場を形成しており、研究開発・製造・販売の各機能が広く集積した成熟した医薬品市場となっている。
- ・ 中国は9.5%と高い市場規模を持ち、人口規模の大きさと医療アクセスの拡大を背景に存在感を高めているが、薬価制度の影響から収益構造は欧米とは異なる特徴を持つ。
- ・ 一方、日本は3.9%と主要国の中では市場規模が相対的に小さく、世界市場に占めるシェアも縮小傾向にある。先進国市場としての安定性はあるものの、薬価改定など制度的要因により市場の伸びは限定的となっている。



(資料出所：日本製薬工業協会のデータをもとに南都コンサルティングが作成)

【一般用医薬品（国内）の市場推移の実績と予測】

- ・ 2024年は7,105億円（前年比1.9%増）と回復基調が持続、インバウンド需要が成長を牽引。
- ・ 漢方処方エキス製剤（8.3%増）や強肝解毒栄養剤（12.5%増）など、セルフケア志向の高まりが拡大を支える。
- ・ コロナ禍で落ち込んだ感冒薬や胃腸薬も正常化により需要回復。
- ・ 健康維持・予防ニーズの定着を背景に、生活習慣病・疲労対策関連が中長期的に拡大。
- ・ 2030年には7,380億円規模へと緩やかな成長が見込まれ、安定成長市場として推移する見通し。



(資料出所：(株)富士経済)

【製薬企業数（国内）の推移について】

- ・ 2010～2022年の国内製薬企業数を見ると、医療用医薬品（新薬）を主に製造販売する企業は80社から67社へと減少しており、長期的には縮小傾向にある。
- ・ 一方で、後発医薬品（ジェネリック）を主に製造販売する企業は27社から42社へと増加しており、2010年代を通じて後発品領域の参入が拡大したことがうかがえる。
- ・ 一般用医薬品（OTC）を主に製造販売する企業は143社から98社前後へと減少し、2010年代後半にかけて企業数の整理が進んだ。医療用・一般用以外の医薬品（漢方、医薬部外品等）を製造販売する企業は年度ごとに変動があるものの、概ね100社前後で推移している。全体として、新薬メーカーとOTCメーカーは減少、後発医薬品メーカーは増加傾向という構造的な変化がみられる。



(資料出所：日本製薬工業協会のデータをもとに南都コンサルティングが作成)

■ PEST分析

項目	業界及び地域に関する論点	インパクト	
		機会	脅威
Politics (政治的要因)	薬価改定の常態化による収益圧迫：厚生労働省による薬価改定（毎年度・中間改定）が常態化し、医薬品価格の下落圧力が続いており、収益確保が難しい構造が定着している		◎
	法令遵守・品質保証体制の強化：メーカーの不正問題を背景に、GMP・GQP・GVP等の遵守体制強化が求められ、監査・行政指導が厳格化。中小製薬業者にも品質保証・文書管理体制の高度化が不可欠となっている	○	◎
	公的支援を活用した生産性向上：一方で、ものづくり補助金等の公的支援制度を活用し、設備更新や品質改善投資に取り組む機会も存在する	◎	
Economic (経済的要因)	原材料・資材コストの上昇：ウクライナ情勢や円安の影響により、原材料・包装資材・燃料コストの上昇が続き、製造コストを圧迫している		◎
	後発医薬品市場の拡大と競争激化：後発医薬品の需要は拡大しているが、参入企業の増加により価格競争が激化している。差別化による付加価値創出が求められる	○	◎
	外需回復と周辺分野への拡張機会：海外輸出やOEM需要の回復がみられるほか、医薬部外品・健康食品分野など周辺領域への展開による収益多角化の機会も広がっている	◎	○
Society (社会的要因)	高齢化による需要拡大：高齢化の進行により、生活習慣病・介護関連領域を中心に、医薬品・健康関連製品の需要が拡大している	◎	
	働き方改革による労働環境の変化：働き方改革や柔軟な勤務制度への対応が求められ、人材確保・定着にも影響を与えている	○	○
	日本製品の信頼性再評価：インバウンド需要の回復を背景に、日本製医薬品・健康関連商品の安全性・品質への信頼が再評価されている	◎	
Technology (技術的要因)	DX・自動化による効率化の進展：IoT・AI技術の進展により、生産管理・品質保証の効率化が可能となり、少人数運営や技術継承支援への活用が広がっている	◎	○
	新薬・バイオ医薬品開発の進展：アンメット・メディカル・ニーズに応える新薬・バイオ医薬品開発が進み、製造受託（CDMO）や中間体製造など新たな事業機会が拡大している	◎	○
	EC・デジタル販路の拡大：EC市場の拡大により、医薬部外品や健康食品分野ではオンライン販路による販売機会が増加している	○	○

（資料出所：日本製薬工業協会のデータ等をもとに南都コンサルティングが作成）

4. 包括的分析およびインパクトの特定

- PIF 原則およびモデル・フレームワークに基づき南都コンサルティング株式会社が所定のインパクト評価の手続きを実施した。
- まず、UNEP FI の定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブインパクトおよびネガティブインパクトを判定したものが以下となる。
- なお、薬王製薬の業種は、国際標準産業分類に基づき「2100 医薬品、医薬化学品、植物製品の製造」と特定した。

■ UNEP FI の定めたインパクト評価ツールにより確認したインパクト一覧

国際産業標準分類 (UNEP FIコード)		医薬品、医薬化学品、植物製品の製造	
		2100	
インパクトエリア	インパクトピック	ポジティブ	ネガティブ
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隷		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康および安全性	-		
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食料		
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
	ファイナンス		
	生計	雇用	
	賃金		
	社会的保護		
平等と正義	ジェンダー平等		
	民族・人種平等		
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
強固な制度・平和・安定	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ	-		
経済収束	-		
気候の安定性	-		
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壌		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		
	廃棄物		

■ 薬王製薬の個別要因を加味したインパクトの特定

「自然災害」：自然災害発生時における事業中断リスクに対応するため、事業継続力強化計画を策定し、災害時の初動対応や供給継続に向けた体制整備を進めていることから、ネガティブインパクトを追加する

「教育」：資格取得費用の支援、外部研修受講に関する受講費用の支援などポジティブインパクトに資する取組があることから追加する

「雇用」：ポジティブインパクトが抽出されているが、新規雇用の増加に直接的に寄与する取組は無いことから削除する

「賃金」：ネガティブインパクトが抽出されているが、業界水準よりも高位であり、低収入かつ不規則な収入ではないことから削除する

「大気」：ネガティブインパクトが抽出されているが、同社は屋外や屋内空間の空気の質に影響を及ぼす汚染物質の発生・拡散を伴う工程は想定されていないため削除する

「水域」「土壌」：ネガティブインパクトが抽出されているが、同社は製造工程において、適切な廃液・廃棄物管理を行っていること、排水についても浄化槽等で適切に処理されていることから、土壌汚染に繋がる可能性は極めて低いことから削除する

「生物種」「生息地」：ネガティブインパクトが抽出されているが、製造過程において生態系に影響を与える有害排出はなく、法令に基づく環境管理を実施しており、生態系や生物多様性を損なうことがないことから削除する

特定したインパクト一覧

インパクトエリア・トピック	ポジティブ	ネガティブ
自然災害		●
健康および安全性	●	●
健康と衛生	●	
教育	●	
賃金	●	
社会的保護		●
気候の安定性		●
資源強度		●
廃棄物		●

- 各インパクトエリア・トピックに対して、ポジティブインパクトの増大やネガティブインパクトの低減に貢献すべき活動内容を確認すると共に、SDGsのゴール及びターゲットへの対応関係についても併せて評価した。

■ **インパクトに係る戦略的意図やコミットメント**

- インパクトと PIF 原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

No.	インパクト	特定したインパクトの項目
①	製造品質を軸とした価値創出	ポジティブインパクト：「健康および安全性」「健康と衛生」 ネガティブインパクト：「自然災害」
②	環境経営の推進	ネガティブインパクト：「気候の安定性」「資源強度」「廃棄物」
③	働きがいのある職場	ポジティブインパクト：「教育」「賃金」 ネガティブインパクト：「健康および安全性」「社会的保護」

5.KPIの決定

- 薬王製薬の事業活動が社会・社会経済・自然環境に影響を与えるインパクトについて、重点目標に基づく取組と指標を設定した。以下がその要約となる。なお、設定したKPIのうち目標年度に達したもののについては、再度の目標設定等を検討する。

テーマ	内容	KPI	SDGs
製造品質を軸とした価値創出	<ul style="list-style-type: none"> 製造・品質管理体制の徹底により重大な品質・安全事故の未然防止と品質の安定化を図るとともに、顧客からの相談・問い合わせの記録・活用を通じて製品改善・開発に取り組む 製品の品質向上を目的とした社内勉強会を定期的に実施し、品質対応力の底上げを図る 自然災害等に備え、事業継続計画をオールハザード型へ再整備し、事業継続体制の強化を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 重大な品質・安全事故（製品回収・行政指導）0件を維持する 顧客からの相談・問い合わせを全件記録する体制を継続するとともに、お客様相談室を通じて収集した顧客の声を活用した製品改善・製品開発事例を毎年1件以上創出する 製品品質・安全性向上を目的とした社内勉強会を現状の年2回から拡充し、年4回実施する 2029年9月期までに、既存の事業継続計画をオールハザード型へ再整備し、多様な自然災害等のリスクに備えた事業継続体制を構築する 	  
環境経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴うCO₂排出量の把握および削減に取り組むとともに、製品に封入している紙の説明書の削減や情報提供方法の 	<ul style="list-style-type: none"> 2028年9月期までにCO₂排出量を可視化する。可視化完了後、基準排出量を設定し、以降毎年3%を目安に削減する 	

	<p>見直しを通じて環境負荷の低減を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程における歩留まりの把握・管理を進め、原材料の有効活用と製造効率の向上に向けた改善に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2029年9月期までに製品に封入している紙の説明書について、売上高の約10%相当の製品群を対象に削減を進め、新製品は可能な限り削減仕様とする ・ 製造歩留まりの把握・改善を行い、2029年9月期までに数値目標を設定する 	 
<p>働きがいのある職場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が安心して働き続けられる職場環境の整備を進めるとともに、経営状況や社会環境を踏まえた処遇改善を図り、心身の健康保持と働きがいの向上に取り組む ・ 健康経営の取組を継続・強化するとともに、休暇取得の促進や働き方の見直しを通じて、従業員の健康増進とワークライフバランスの実現を図る ・ 人事制度およびキャリアパスの整備を進めるとともに 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価上昇率および経営状況を踏まえ、実質賃金の維持・向上を目的に定期昇給・ベースアップを毎期実施する ・ 2027年9月期中までに健康経営優良法人を再取得し、その後も継続して維持する ・ 2029年9月期中までに人事評価制度およびキャリアパスを整備し、社員一人ひとりの主体的なキャリア形成を支援するとともに、組織全体の人材力向上を図る ・ 2029年9月期中までに従業員1人当たり有給休暇取得率を87%（2025年9月期）から100%に改善する 	  

	に、各部門で求められる資格取得支援を通じて、従業員一人ひとりの能力開発と組織全体の人材力向上を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 各部門で求められる資格について、新規取得者を毎年1名以上確保する 資格取得費用助成制度および資格手当制度を整備し、2029年9月期までに運用を開始する 	
--	---	--	--

■ ポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容

製造品質を軸とした価値創出

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクトエリア・トピック	ポジティブインパクト：「健康および安全性」「健康と衛生」 ネガティブインパクト：「自然災害」
影響を与えるSDGsの目標	  
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 製造・品質管理体制の徹底により重大な品質・安全事故の未然防止と品質の安定化を図るとともに、顧客からの相談・問い合わせの記録・活用を通じて製品改善・開発に取り組む 製品の品質向上を目的とした社内勉強会を定期的実施し、品質対応力の底上げを図る 自然災害等に備え、事業継続計画をオールハザード型へ再整備し、事業継続体制の強化を進める
毎年モニタリングする目標とKPI	<ul style="list-style-type: none"> 重大な品質・安全事故（製品回収・行政指導）0件を維持する 顧客からの相談・問い合わせを全件記録する体制を継続するとともに、お客様相談室を通じて収集した顧客の声を活用した製品改善・製品開発事例を毎年1件以上創出する 製品品質・安全性向上を目的とした社内勉強会を現状の年2回から拡充し、年4回実施する

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2029年9月期までに、既存の事業継続計画をオールハザード型へ再整備し、多様な自然災害等のリスクに備えた事業継続体制を構築する
--	---

【製品品質・安全性の確保に向けた取組】

- ・ 薬王製薬は、医薬品等を提供する企業として製品の品質および安全性の確保を事業運営の最重要事項の一つに位置付け、製造工程および品質管理体制の運用を徹底するとともに、工程管理や記録管理を通じた日常的な品質確認を継続することで、重大な品質・安全事故（製品回収・行政指導）を発生させない体制の維持に取り組んでいく。
- ・ また、従前より設置しているお客様相談室を通じ、顧客からの相談・問い合わせについて重要度に応じた全件記録・管理を継続し、内容を整理のうえ社内関係部門へ共有する体制を維持する。顧客対応においては薬剤師と連携した体制のもと適切な情報提供を行うとともに、収集した顧客の声を製品改善および製品開発に反映する取組を進め、利用者の使用実態に即した製品づくりにつなげていく方針である。

【品質向上に向けた人材育成・社内体制の強化】

- ・ 製品品質の維持・向上は、設備や仕組みのみならず、従業員一人ひとりの理解と行動に支えられるものとの認識のもと、今後も品質向上を目的とした社内勉強会を定期的実施していく。
- ・ 社内勉強会では、製品品質・安全性に関する基本的な考え方や、品質事故防止の視点、日常業務における留意点等を共有し、品質に対する共通認識の醸成を図る。
- ・ これらの取組を年4回継続することで、組織全体としての品質対応力の底上げを進め、品質関連クレームの低減および安定した製品供給につなげていく。

【事業継続体制の強化に向けた取組】

- ・ 自然災害等による事業中断リスクに備え、薬王製薬は今後、事業継続体制の強化にも取り組んでいく。具体的には、既存の「事業継続力強化計画」について、特定の災害に限定しないオールハザード型への再整備を進め、2029年9月期までの整備完了を目指す。
- ・ オールハザード型BCPの整備により、多様な自然災害や不測の事態が発生した場合においても、従業員の安全確保と事業の早期復旧・継続が可能となる体制の構築を図る。これらの取組を通じ、製品供給の安定性を確保するとともに、取引先や地域社会への責任を果たしていく方針である。

環境経営の推進

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクトエリア・トピック	ネガティブインパクト：「気候の安定性」「資源強度」「廃棄物」
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う CO₂排出量の把握および削減に取り組むとともに、製品に封入している紙の説明書の削減や情報提供方法の見直しを通じて環境負荷の低減を図る 製造工程における歩留まりの把握・管理を進め、原材料の有効活用と製造効率の向上に向けた改善に取り組む
毎年モニタリングする目標と KPI	<ul style="list-style-type: none"> 2028 年 9 月期までに CO₂排出量を可視化する。可視化完了後、基準排出量を設定し、以降毎年 3%を目安に削減する 2029 年 9 月期までに製品に封入している紙の説明書について、売上高の約 10%相当の製品群を対象に削減を進め、新製品は可能な限り削減仕様とする 製造歩留まりの把握・改善を行い、2029 年 9 月期までに数値目標を設定する 目指す

【環境負荷低減に向けた取組】

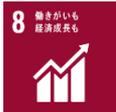
- 薬王製薬は、事業活動に伴う環境負荷の低減を重要な経営課題の一つと位置付け、今後、CO₂排出量や包装資材使用量の把握を進めていく。CO₂排出量については、専用のソフトウェア等を活用して排出量の可視化を行い、排出実態を定量的に把握したうえで、2028 年 9 月期までに可視化を完了し、以降は毎年 3%以上の削減を目標として取り組んでいく。

- 製品に封入している紙の説明書について、まずは製品ごとの封入状況を整理したうえで削減対象商品を選定し、売上高の約 10%程度の製品群を対象に、段階的な削減を進める。また、新製品については企画段階から説明書削減を前提とした仕様を検討し、可能な限り削減を目指す。なお、紙の説明書の代替として、説明書内容をホームページへ掲載し、製品から HP へ誘導する仕組みを整備することで、利用者の利便性を確保するとともに、取組内容や他製品の認知向上にもつなげていく方針である。

【製造工程における資源有効活用・廃棄物削減の取組】

- 製造工程における原材料の有効活用および廃棄物削減に向け、今後、製造歩留まりおよび廃棄物発生状況の把握・改善に取り組んでいく。具体的には、製剤化工程や包装工程において、原材料投入量、製品出来高、不良・ロス発生量を工程単位で記録・集計し、歩留まりを定量的に把握する。これらのデータをもとに、原材料の秤量誤差、製造条件のばらつき、作業手順上の課題等、ロス発生要因の整理を行い、製造条件や作業手順の見直しを通じた改善を進め、2029 年 9 月期までに歩留まりに関する数値目標を設定する。
- あわせて、製造工程由来の廃棄物については、製造残渣、不良品、包装工程等で発生する廃棄物等を区分して把握し、製品数量あたりの発生量を原単位として管理していく。工程別の発生状況を定期的に確認し、作業方法の見直しやロス削減策の検討を行うことで、原材料の有効活用と廃棄物削減を実務レベルで進め、環境負荷の低減と製造工程の安定化を図っていく方針である。

働きがいのある職場

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクトエリア・トピック	ポジティブインパクト：「教育」「賃金」 ネガティブインパクト：「健康および安全性」「社会的保護」
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が安心して働き続けられる職場環境の整備を進めるとともに、経営状況や社会環境を踏

	<p>まえた処遇改善を図り、心身の健康保持と働きがいの向上に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康経営の取組を継続・強化するとともに、休暇取得の促進や働き方の見直しを通じて、従業員の健康増進とワークライフバランスの実現を図る 人事制度およびキャリアパスの整備を進めるとともに、各部門で求められる資格取得支援を通じて、従業員一人ひとりの能力開発と組織全体の人材力向上を推進する
<p>毎年モニタリングする目標と KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 物価上昇率および経営状況を踏まえ、実質賃金の維持・向上を目的に定期昇給・ベースアップを毎期実施する 2027年9月期中までに健康経営優良法人を再取得し、その後も継続して維持する 2029年9月期中までに人事評価制度およびキャリアパスを整備し、社員一人ひとりの主体的なキャリア形成を支援するとともに、組織全体の人材力向上を図る 2029年9月期中までに従業員1人当たり有給休暇取得率を87%（2025年9月期）から100%に改善する 各部門で求められる資格について、新規取得者を毎年1名以上確保する 資格取得費用助成制度および資格手当制度を整備し、2029年9月期までに運用を開始する

【安全・健康に配慮した職場環境づくりに向けた取組】

- 薬王製薬は、従業員が安心して働くことができる健全な職場環境の整備を重要な経営課題の一つと位置付け、今後も安全および健康の確保に向けた取組を進めていく。労働環境の改善や健康管理に配慮した職場づくりを通じ、心身ともに無理なく働ける環境の維持を目指す。
- 具体的には、2027年9月期中までに健康経営優良法人の取得を目指し、従業員の健康管理体制や職場環境の整備を進めていく。また、取得後についても継続的な取組を行い、健康経営の定着と実効性の向上につなげていく方針である。

- ・ 尚、現状においても労働基準法第 36 条に基づく協定を締結・届出のうえ、労働時間の適正把握および管理が実施されており、法令遵守状況は良好である。

【働きやすさ向上に向けた処遇・制度整備の取組】

- ・ 従業員が長期的に安心して働き続けられる環境を整えるため、処遇面および制度面の両面から働きやすさの向上に取り組んでいく。物価上昇率や経営状況を踏まえつつ、実質賃金の維持・向上を目的として、定期昇給やベースアップを継続的に実施していく方針である。
- ・ あわせて、育児や介護といった家庭生活と仕事の両立を支援する制度の整備を進め、ライフステージの変化に応じた柔軟な働き方が可能となる職場環境の構築を目指す。これらの取組を通じ、従業員の定着率向上と安定した事業運営につなげていく。

【人材育成・キャリア形成支援に向けた取組】

- ・ 薬王製薬は、従業員一人ひとりの成長が組織全体の競争力向上につながるとの認識のもと、人材育成及び能力開発にも注力していく。2029 年 9 月期中までに人事制度およびキャリアパスの整備を進め、従業員が自身の役割や将来像を意識しながら主体的にキャリア形成に取り組める環境の構築を目指す。
- ・ また、業務に関連する各部門で求められる資格への挑戦を後押しするため、新規取得者を毎年 1 名以上確保することを目標とし、取得費用の助成および資格手当制度の整備を進める。これらの取組を通じ、専門性や対応力を備えた人材の育成を図り、組織全体の人材力向上につなげていく方針である。

<各部門で求められる主な資格一覧並びに資格取得状況：2026 年 2 月 10 日時点>

資格名	主な役割	取得者数
薬剤師	製造・品質・薬事	4 名
登録販売者	製品説明・顧客対応	4 名
危険物取扱者（甲種）	危険物管理・保安管理	2 名
衛生管理者	衛生管理・健康管理	2 名
GMP 関連研修終了	GMP 対応	全従業員

【ワーク・ライフ・バランス向上に向けた取組】

- 働きやすい職場環境の実現に向け、今後、有給休暇の取得促進にも取り組んでいく。2029年9月期中までに、従業員1人当たりの有給休暇取得率を87%（2025年9月期）から100%へ改善することを目標とし、業務の平準化や職場内での取得しやすい雰囲気づくりを進めていく。
- これにより、心身のリフレッシュ機会を確保し、従業員の健康維持および生産性向上につなげていく方針である。
- 労災発生状況については、安全管理の徹底により、これまで重大な労働災害は発生していない。日常的な安全教育およびリスクアセスメントを実施し、事故の未然防止に努めている。

<有給休暇取得率の推移>

2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
82%	78%	87%

6. インパクトの種類、SDGs、貢献分類、影響を及ぼす範囲

- 薬王製薬の事業活動は、SDGsの17のゴールと169のターゲットに以下のように関連している。

製造品質を軸とした価値創出

SDGsの17目標	ターゲット	内容
	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3.8	すべての人々が、経済的リスクに対する保護、質が高く不可欠な保健サービスや、安全・効果的で質が高く安価な必須医薬品やワクチンを利用できるようになることを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

	13.1	すべての国々で、気候関連の災害や自然災害に対するレジリエンスと適応力を強化する。
---	------	--

- 期待されるターゲットの影響：製造・品質管理の徹底および社内勉強会を通じた品質対応力の向上により、重大な品質・安全事故の防止と品質関連クレームの低減を図り、信頼性の高い製品を安定的に供給する。あわせて、事業継続計画をオールハザード型へ再整備することで、有事においても事業を継続できる体制を構築し、持続可能な事業基盤の強化に貢献する。

環境経営の推進

SDGs の 17 目標	ターゲット	内容
	11.6	2030 年までに、大気環境や、自治体などによる廃棄物の管理に特に注意することで、都市の一人あたりの環境上の悪影響を小さくする。
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

- 期待されるターゲットの影響：事業活動に伴う CO₂排出量や包装資材使用量の把握および継続的な削減に取り組むとともに、製造工程における歩留まり改善や廃棄物削減を進めることで、原材料の有効活用と環境負荷の低減を図り、持続可能な事業運営の実現に貢献する。

働きがいのある職場

SDGs の 17 目標	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての女性と男性にとって、完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を実現し、同一労働同一賃金を達成する。

- 期待されるターゲットの影響：安心して働ける健全な職場環境の整備と安全・健康の確保に加え、育児や介護と仕事を両立できる制度の構築や資格取得支援を通じて、働きやすさと能力開発を促進し、従業員の定着および組織全体の人材力向上に貢献する。

7. サステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

- 本ポジティブインパクトファイナンスに取り組むにあたり、薬王製薬では、代表取締役市川重則氏を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性、KPI の設定について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。本ポジティブインパクトファイナンス実行後においても、社員一人一人が目標達成に向けて取り組み、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営の実現を目指していく。各 KPI は SDGs 実行委員会が統括し達成度合いをモニタリングしていく。
- 薬王製薬では下記推進体制の構築により、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、国内をリードしていく企業を目指す。バリューチェーンの観点では、環境汚染や人権問題等に配慮された調達・製造・販売・使用・処分を行うことが責務であるとの認識のもと、環境・健康配慮を徹底した事業展開を実施していく。

薬王製薬の最高責任者	代表取締役 市川 重則
薬王製薬のモニタリング担当者	取締役 市川 奈津子
担当部	企画開発部

8. 南都銀行によるモニタリングの頻度と方法

- ・ 本ポジティブインパクトファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、南都銀行と薬王製薬の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動場等を通じて実施する。
- ・ 具体的には決算が 9 月のため、2 月に関連する資料を南都銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。南都銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは南都銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング方法	対面、Web 会議等、モニタリング方法の指定はない 定例訪問などを通じて情報交換を行う
モニタリングの実施時期、頻度	毎年 2 月に、年 1 回程度実施する
モニタリングした結果の フィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認する 必要に応じて KPI 達成のために必要なノウハウの提供、外部資源とのマッチングを検討するなど、KPI 達成をサポートする

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、南都コンサルティング株式会社が、南都銀行から委託を受けて実施したもので、南都コンサルティング株式会社が南都銀行に対して提出するものです。
2. 南都コンサルティング株式会社は、依頼者である南都銀行および南都銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する薬王製薬から供与された情報と、南都コンサルティング株式会社が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件に関するお問い合わせ先>

南都コンサルティング株式会社

マネージャー 酒井 陽介

〒630-8677 奈良市大宮町四丁目 297 番地の 2

TEL:0742-93-3102 FAX:0742-93-3103



第三者意見書

2026年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

薬王製薬株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社南都銀行

評価者：南都コンサルティング株式会社

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社南都銀行（「南都銀行」）が薬王製薬株式会社（「薬王製薬」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、南都コンサルティング株式会社（「南都コンサルティング」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。南都銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、南都コンサルティングと共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、南都銀行及び南都コンサルティングにそれを提示している。なお、南都銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

南都銀行及び南都コンサルティングは、本ファイナンスを通じ、薬王製薬の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、薬王製薬がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

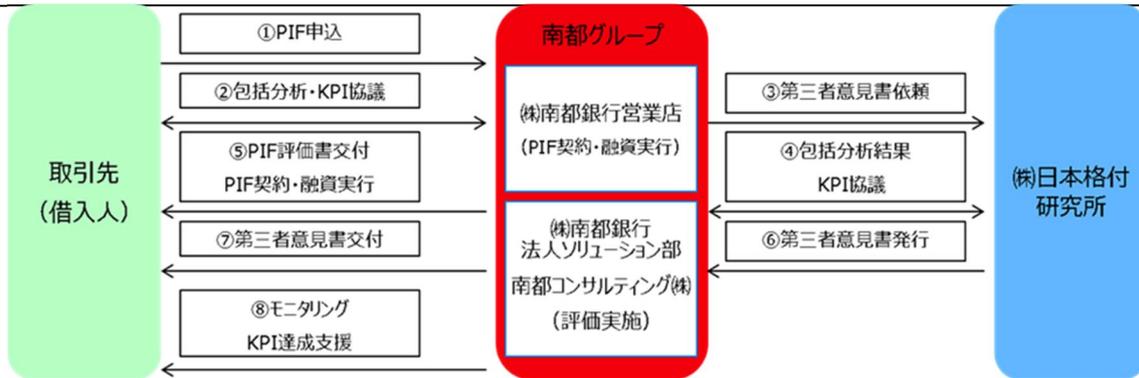
JCR は、南都銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 南都銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：南都銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、南都銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、南都銀行からの委託を受けて、南都コンサルティングが分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て南都コンサルティングが作成した評価書を通して南都銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、南都コンサルティングが、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国

内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である薬王製薬から貸付人である南都銀行及び評価者である南都コンサルティングに対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

葛 友樹

葛 友樹



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル